

## 地域住民団体による公園等の自主管理協定に関する要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、豊中市(以下「市」という。)と地域の住民団体とが、市が管理する公園、児童遊園、緑地、緑道等(以下「公園等」という。)の維持管理に関し、地域住民団体による公園等の自主管理協定(以下「協定」という。)を締結することにより、公園等の良好な環境の保全と、地域コミュニティ及び愛護精神の向上を図ることを目的とする。

(用語の定義)

**第2条** 「地域の住民団体」(以下「団体」という。)とは、地域住民5人以上で構成されている団体とし、自治会、町会、老人会、こども会等をいう。

(対象)

**第3条** 対象となる場所は、豊中市環境部公園みどり推進課が管理する公園等とする。

2 協定区域は原則として、対象となる公園等の全部を区域とするが、特に必要と認めるときは、市と団体が協議の上、その一部を区域とすることができる。

(団体の役割)

**第4条** 協定を締結した団体は、公園等が常に美しい状態となるよう、原則として毎月2回以上の清掃を実施するものとし、さらに、ごみの散乱などにより公園内が汚れた場合は団体が清掃を実施するものとする。また、併せて公園等の施設の故障、不具合箇所等を発見した場合は、速やかに市へ連絡を行うものとする。

さらに、団体は次の項目の中から自主的に選択した活動を行うことができる。

- 1) 公園等の除草
- 2) 公園等の樹木へのかん水
- 3) 公園等における花だん活動
- 4) 公園等での危険な遊び、他の利用者への迷惑行為を行う者への注意、指導
- 5) 公園等利用並びに苦情、要望の調整
- 6) その他協定で定める活動

(市の役割)

**第5条** 市は、次の業務を行うものとする。

- 1) 樹木の管理(剪定、害虫駆除、補植等)
- 2) 公園等施設の修理・改修
- 3) 自主管理活動に必要な清掃用具等の提供
- 4) 自主管理活動に団体からの要請に基づく指導、助言等
- 5) 花だん活動のための種子、球根等の提供及び用具の貸与
- 6) 清掃活動等で発生したごみの収集
- 7) その他協定で定める事項



(協定の締結)

**第6条** 市長は団体の活動内容が、この要綱の目的にふさわしいと認めたときは、協定を締結することができる。

(交付金)

**第7条** 市長は団体の自主管理活動に対し、毎年度、協定に基づく活動交付金を支払うことができる。ただし、交付金の額は、予算の範囲内で定める。

2 市長は本市から、同様の報奨金や委託料等を受けている団体には、交付金を支払うことができない。

(活動の報告)

**第8条** 団体は、市長に活動報告書を提出しなければならない。

(協定の解除)

**第9条** 協定の内容を履行することが不可能となった場合は、双方協議の上、協定を解除することができる。

(その他)

**第10条** 協定に定めのない事項又は協定の解釈に疑義が生じた場合については、その都度、市と団体とが協議して決定するものとする。

**附 則** この要綱は、平成17年11月1日から実施する。